

(様式第2号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	大津市産後ケア事業
委託業務場所	契約産科医療機関、助産所、居宅
概要	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に基づく産後ケア事業を実施する。 ・対象：産後に心身の不調又は育児不安があり、家族等から十分なケアが受けられない産婦（流産及び死産を経験した女性を含む）及びその乳児 ・場所：産婦人科医療機関、助産所、居宅 ・内容：短期入所事業・通所事業・居宅訪問事業 ・利用 1回の出産に対して、7日以内 ・経費 短期入所事業 1,216,000円 通所事業 232,960円 居宅訪問事業 320,320円
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	1,769,280円
契約の相手方	短期入所事業 〔名称〕医療法人真心会南草津野村病院、〔名称〕医療法人智林会山田産婦人科、 〔名称〕医療法人若葉会松島産婦人科医院、 〔名称〕医療法人産科婦人科ハピネスパースクリニック、 〔名称〕医療法人真心会野村産婦人科、〔名称〕医療法人真心会まごころ助産院、 〔名称〕共同助産所 お産子の家 通所事業 〔名称〕さつき助産院、〔名称〕榎田助産院、 〔名称〕共同助産所 お産子の家 居宅訪問事業 〔名称〕さつき助産院、〔名称〕榎田助産院、〔名称〕ふちもと助産院、 〔名称〕ピリープ助産ステーション、〔名称〕てらもと助産院、 〔名称〕共同助産所 お産子の家
契約相手方の選定理由	滋賀県産後ケア事業実施施設基準に該当し、滋賀県産後ケア検討会で適切と認められた施設、または医療法第1条の5、第2条の病院、診療所、助産所のうち分娩を取扱う施設とする。居宅訪問事業は、医療法第1条の5、第2条の病院、診療所、助産所とする。
拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。